

「工場立地法に係る緑地面積率等の緩和に関する方針」  
に対する市民意見の内容及び市の考え方

「工場立地法に係る緑地面積率等の緩和に関する方針」に対して貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

結果の概要とともに、皆様からお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

掲載にあたり、ご意見は原文を要約して掲載していますので、ご了承ください。

平成24年10月

名古屋市 市民経済局 産業部 産業交流課

電話番号 052-972-2423

ファックス番号 052-972-4135

電子メールアドレス [a2423@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2423@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp)

募集結果

- 募集期間 平成24年9月14日(金)から平成24年10月15日(月)
- 提出状況 提出者数 3人  
意見数 3件
- 提出方法 ファックス 2人  
電子メール 1人
- 意見の内訳 規制緩和に関するもの 3件

市民意見	市の考え方
<p>緩和は国内産業の活性化の一助となるので、柔軟に対応していただけるのは有難い。</p>	<p>緑地面積率の緩和により市内工場の新設・増設又は変更といった設備投資がしやすくなることで、本市の工場流出防止や企業立地促進に寄与するなど、産業振興に効果があると考えます。</p> <p>緑を大切にする本市の姿勢にも配慮しながら、条例制定による規制緩和を行っていきます。</p>
<p>新規事業を展開するための施設を作ろうとすると、緑地の確保に四苦八苦しているのが実態。</p> <p>製造業の国際競争力は我が国の貿易黒字を支えている。六重苦と言われる中、今後も国内での事業を続けていくにはしっかりとした産業政策が必要。自治体でできる施策として、今回の緑地面積率等の緩和も広く強力な支援施策になると受け止めている。</p>	
<p>緑地面積率の規制緩和に賛成。勤務する工場では住宅地に隣接する工場として地域と調和した緑化を進めてきたが、一方、先端事業の誘致には現行制度では緑地面積率拡大が必要であり、設備費の増加、スペース活用の制約等の点でネックになっている。</p>	